建設関連業者団体の長 殿

建設企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応(委託業務関係)

令和2年5月25日、国内の緊急事態宣言解除に伴い、長崎県土木部においては、令和2年4月17日付け建設企画課長通知を廃止の上、下記のとおり対応いたしますので、お知らせします。(下線部は前回4月17日通知からの変更箇所です。)

記

- 1. 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、建設現場等の「三つの密」対策を徹底していただきたい。
- 2. 事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、<u>事</u> 情を個別に確認した上で、必要があると認められる場合、工期の見直し及びこれに伴い 必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。
- 3. 電子入札は通常どおり実施し、対面を伴う入札、見積り合わせは密閉、密集、密接(3つの密)が生じないよう十分配慮し実施する。
- 4. 打合せ等は 電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
- 5. 対面での打合せ等を行う場合は、密閉、密集、密接(3つの密)が生じないよう十分配慮し対応する。
- 6. 書類審査は、電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
- 7. コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置をとる。
- 8. <u>新規感染者が発生している地域</u>からの来訪については、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。<u>なお、県境を越える移動については、関係各自治体の「お願い」に十分配慮する。</u>
- 9. その他、国土交通省の通知(別紙)に準じる方針である。

以上